

工事等仕様書

- (1) 工事仕様書
- (2) 建設廃材処理に関する特記仕様書
- (3) 再生資源利用に関する特記仕様書
- (4) 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- (5) 安全管理特記仕様書
- (6) 埋戻しに関する特記仕様書
- (7) 工事の実績報告に関する特記仕様書

昭 和 町

(1) 工事仕様書

第1条 本仕様書は、工事施工に関する一般的な事項を示すものである。工事は監督員の指示をうけ本仕様書、設計書及び図面に準拠して施工しなければならない。

第2条 請負者は本仕様書に従い、工事施工の過程及び工程に対し技術上の責任を負わなければならない。

第3条 請負者は工事施工前に図面、仕様書及び設計書を確認しなければならない。この確認によってさけうる誤りに対しては、責任を負わなければならない。

第4条 設計書、図面及び仕様書等に示されていない事項で、あきらかでないもののすべて監督員の指示に従う。

第5条 仕様書及び図面に明示されなくとも、当然行わなくてはならないものは、監督員の指示により請負者負担で施工しなければならない。

第6条 図面、仕様書及び設計書に適合しない出来高は、監督員の指示に従い速やかに手直しをしなければならない。これに要する経費はすべて請負者の負担とする。完成検査による手直しも同様とする。

第7条 工事施工中は、交通・水利・その他公衆に迷惑をかけないようにそれぞれ手配し、必要に応じ相当の設備をなすものとする。

第8条 (施工管理)

1 施工計画書

(1) 施工計画書は、本特記仕様書の記載事項に注意し、工事着手前に速やかに提出する。(目標管理値、試験値等も詳細に記載する。)

(2) 工事着手前に起工測量(監督員の指定したデータを用いる)を行い、監督員との現地立会いを行う。

2 工程管理

(1) 工程に関する条件

施工方法については、現場状況を考慮し、適切な工程とする。

(2) 工事進捗の報告

原則として2週間に一度、工事の進捗状況について報告し、工程に修正等がある場合は、監督員と協議する。

必要により監督員より、工事の進捗状況の報告を求められたときは、遅滞なく報告する。

第9条 (検査・確認)

1 中間検査

山梨県土木部「土木工事共通仕様書」の中間検査に該当する施工箇所（又は特に監督員が指示した箇所）については、中間検査として検査申請書を提出する。

2 段階確認

山梨県土木部「土木工事共通仕様書」の段階確認に該当する施工箇所（丁張、上層路盤表・基層等の各段階、又は特に監督員が指示した箇所）については、段階確認を監督員に要請（各段階では必ず連絡、口頭でも可）し、段階確認表に整理する。

3 立会い施工

監督員による現場立会い施工の必要が生じ、これを実施した場合、立会い一覧表に整理し提出する。

4 指示

監督員による現場での立会い以外の指示については、指示総括表（又は段階確認表）に整理し提出する。

第10条 その他については、山梨県土木部「土木工事共通仕様書」を準用し、これに基づき実施しなければならない

(2)建設廃材処理に関する特記仕様書

本工事より発生する建設廃材は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律137）に基づき適正に処理するものとするが、これに定めるものの他、特に必要な事項について、ここに定める。

1. 建設廃材の種類及び数量

- | | | |
|------------|--|----------------|
| ① 無筋コンクリート | <hr style="width: 100px; border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> | m ³ |
| ② 鉄筋コンクリート | <hr style="width: 100px; border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> | m ³ |
| ③ アスファルト | <hr style="width: 100px; border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> | m ³ |

2. 処理方法

- ① 中間処理許可業者への委託処理

3. 運搬条件

- ① 運搬距離

 km

4. 破碎条件

- ① 小割り寸法 【コンクリート】径30cm程度以下
 【アスファルト】縦横の平均寸法40~60cm程度以下

5. その他の

- ① 工事請負後、速やかに施工計画書を監督員に提出し承認を得ること。
- ② 中間処理許可業者に委託する段階で、泥・ゴミ・木片・金属類等を混入させないこと。
- ③ 中間処理許可工場に持ち込み後、速やかに建設廃材の処理状況を記入し、監督員に提出すると共に、工事関係書類に添付すること。
- ④ 受け入れ数量および中間処理業者名の明記された証明書を委託時に受け取り、工事関係書類に添付すること。
- ⑤ 残土については、特に発注者側として残土処理場の指定は行わないでの、請負者の裁量により処理する。（運搬距離 km）ただし、過積載には、十分注意すること。
- ⑥ この特記仕様書に明記されていない部分については、監督員の指示に従うこと。
- ⑦ この特記仕様書によりがたい場合、又は疑問を生じた場合は、監督員と協議をすること

(3) 再生資源利用に関する特記仕様書

1. 再生資材の利用

施工者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40	各種構造物の基礎材及び裏込め材 下層路盤材
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度 As13	舗装の表層

なお使用に際し、プラント再生舗装技術指針等を遵守するものとする。

2. 工事を実施するに当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書に含め提出すると共に関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会事務局に送付するものとする。また、これら計画書の実施状況は、工事完成後速やかに発注者及び協議会事務局まで提出及び送付するものとする。

なお、この場合「再生資源の利用の促進に関する法律」第10条関係省令第8条第1項及び同法第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合のみとする。

- (1) 再生資源利用計画の作成対象工事（第8条第1項）
 - ① 体積が 1,000m³以上の土砂を搬入する工事
 - ② 重量が 500t 以上の碎石を搬入する工事
 - ③ 重量が 200t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- (2) 再生資源利用促進計画の作成対象工事（第7条第1項）
 - ① 体積が 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を搬出する工事のうち、これらの重量の合計が 200t 以上の工事

(送付先)

〒100 東京都千代田区中央郵便局私書箱877号
 関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会
 「再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書」係

（4）安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

残土及び廃材の運搬については、過積載に注意する旨を記載する。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録

し、工事完成時に書類と共に報告するものとする。

なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

(5) 安全管理特記仕様書

1 交通管理

工事区域内の円滑な道路交通を確保するために、工事現場における標示施設、防護施設の設置及び交通整理員の配置、並びにこれらの管理の取り扱いを次のとおりとする。

ただし、現場の状況により柔軟に対応し、第三者の安全には充分留意すること。

2 一般事項

- (1) 工事を行う場合は、所轄警察署、道路管理者との協議及び安全施設類設置参考図書に基づき必要な道路標識の設置、交通整理員の配置を行うほか、工事の起終点に必要な標示板を設置する。
- (2) 夜間の作業または昼夜間作業を行うときは、通行者に工事区間及び通行制限状況が明確に確認できるように必要な措置をとる。
- (3) 一般車両の進入を防ぐ必要のある場合は、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて、赤ランプ、標柱等をもちいて現場を囲む。
- (4) 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施す。
- (5) 「片側交通止め」をして工事を行う場合は、通行を許す部分の路面は、常に良好な状態に維持して交通に支障を与えてはならない。

3 特記事項

(1) 交通制限の形態

所轄警察署、道路管理者等とのとの協議による。

(2) 安全施設の設置時間

現場着工前2週間以上前に工事予告板を設置する。

現場着工時に基準書により、必要な安全施設を設置する。

工事終了後、現場の後片づけ等、交通開放に充分安全な期間まで、安全施設を設置し、現場を管理すること。

- (3) 夜間作業を休止する場合は、通行者に明確に現場の状況が判別できるよう、充分な照明、保安灯等を配置すること。
- (4) 休憩時間等、作業を休止する場合も、通行者の安全に充分留意し、必要に応じて、交通整理員を配置すること。
- (5) 所轄警察署、地域住民、路線バス通行者等、第三者との協議による安全施設の変更は柔軟に対応し、交通の安全には充分留意すること。

4 交通整理員

本工事の施工に際し、現場の安全管理のため交通整理員により、下記のとおり交通整理を実施するものとする。

なお、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により、協議すること。

(1) 交通整理員の配置人員	人
(2) 交通整理の時間帯	工事時間帯
(3) 交通整理期間	工事区間

(6) 埋戻しに関する特記仕様書

- 1 埋戻しに使用する土は、設計図書に指定されたものとし、塵芥その他の有害物は用いないこと。
- 2 埋戻し工及び掘削工は、工程に基づき、確実に連携を保ちながら施工すること。
- 3 埋戻しは、必ず排水した後に実施し、水中埋戻しは、行わないこと。
- 4 埋戻しは、指定された埋戻し用の砂又は良質土を使用し、設計図書で指定しない限り一層20cm以下に敷広げて、十分締固めを行い、沈下が生じないよう施工すること。なお、埋戻物の周辺は特に念入りに締固めを行うこと。
- 5 埋戻しの際には管渠、その他の構造物等に損傷、管の移動等が生じないように施工すること。
- 6 埋戻しを行うに当っては、地盤に存在する有害な雑物をその施工に先立って除去すること。
- 7 埋戻し後、復旧までの期間常時埋戻し路面の維持補修に努めること。
- 8 埋戻し路床仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工すること。
- 9 監督員より支持があった場合には、支持力について所要の試験を行い、その結果を監督員に提出すること。

(7)工事実績の登録に関する特記仕様書

1. 工事実績の登録

受託者は、工事実績情報サービス（C O R I N S）入力システム（（財）日本建設情報総合センター。平成7年3月）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員に提出、承諾を請けた後（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに、「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりである。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時データの内容に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。